

平成13年5月31日

技術協力に関する日本国政府とニカラグア共和国との間の
協定の署名について

1. 技術協力に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の協定（技術協力協定）の署名は、5月30日（日本時間31日）、マナグアにおいて、わが方清水訓夫在ニカラグア大使と先方フランシスコ・ハビエル・アギーレ・サカサ外務大臣（FRANCISCO XAVIER AGUIRRE SACASA, MINISTRO DE RELACIONES EXTERIORES）との間で行われた。
2. わが国とニカラグアとの間には、これまで技術協力協定が締結されていなかったため、個々の技術協力案件を実施するごとに、ニカラグア政府に対して特権、免除および便宜を求めざるを得なかった。そのため、ニカラグア国内政府関係機関において非常に煩雑な手続きを経る必要があり、わが国技術協力の迅速かつ円滑な実施の障害となっていた。このような状況を改善し、効果的・効率的な技術協力の実施を行うため、技術協力の包括的な取決めである技術協力協定の締結に向けて、昨年5月のアレマン大統領訪日（非公式）の際、首脳会談において原則合意し、その後交渉を行ってきた結果、両政府間で同協定の案文につき最終的に合意に至ったものである。
3. （1）この協定は、日本国政府が両政府間で個別に合意される計画に従い、わが国専門家および調査団の派遣、ニカラグアからの研修員受入ならびに資機材の供与等の技術協力の実施にあたって、受入側であるニカラグア政府のとるべき措置（技術協力が円滑に実施されるためのわが国関係者に対する特権、免除および便宜の供与等）を定めたものである。
（2）この協定に基づいて、今後、わが国が実施する技術協力が種々の分野でニカラグアの経済・社会開発に一層貢献することが期待される。
4. 今回のニカラグアとの技術協力協定締結は、わが国が1970年に初めてブラジルとの間で同趣旨の協定を締結して以来、20カ国目となるもの。
5. なお、わが国のニカラグアに対する技術協力実績は、2001年3月末までに研修員の受入れ560名、派遣専門家数134名、調査団派遣573名（開発調査10件）、青年海外協力隊員派遣229名に達している。